

第 1 期中期目標期間の終了時の検討及び措置（案）について

1 趣旨

地方独立行政法人法において、中期目標の終了時までには、設立団体の長が

- ・ 法人の業務を継続させる必要性
- ・ 組織の在り方・組織及び業務の全般

について検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。また、設立団体の長が上記の検討を行う際、評価委員会の意見を聴くことが定められている。

【参考】地方独立行政法人法

(中期目標の期間の終了時の検討の特例)

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時までには、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

2 検討の時期と方法

今年度は、第 1 期中期目標期間（令和元年度から令和 6 年度）の終了前年度であり、法人に業務を継続させる場合、検討結果は、次期中期目標・中期計画の策定に影響を与えることから、次期中期目標の策定前に、中期目標期間終了時の検討を行う。検討にあたっては、今年度行った中期目標期間（4 年目終了時）評価の評価結果を踏まえ、業務継続の必要性等の判断を行うこととする。

3 第 1 期中期目標期間における 4 年目終了時評価結果（令和 5 年度）

(1) 第 1 期中期目標の達成に向けて「見込まれる中期目標及び中期計画の達成状況が良好である」と評価している。

(2) 主な評価及び期待される事項

① 全体評価

「中期目標期間において達成すべき数値的目標」についても、科研費採択率など一部伸び悩んでいるものはあるが、おおむね目標達成が見込まれることから、中期計画全体の進捗状況の評価としては、A 評価（見込まれる中期目標及び中期計画の達成状況が良好である）を妥当と判断した。

② 項目別評価

項目	評価結果
教育の質の向上に関する目標を達成するための措置	A
研究の質の向上に関する目標を達成するための措置	A
社会貢献の質の向上に関する目標を達成するための措置	A
業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	A
財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	A
教育・研究及び組織運営に関する自己点検・評価並びに情報提供に関する目標を達成するための措置	A
その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	A

※評価基準

- S：見込まれる中期目標及び中期計画が特筆すべき達成状況である。
- A：見込まれる中期目標及び中期計画の達成状況が良好である。
- B：見込まれる中期目標及び中期計画の達成状況がおおむね良好である。
- C：見込まれる中期目標及び中期計画の達成状況がやや不十分である。
- D：見込まれる中期目標及び中期計画の達成状況が著しく不十分であり、重大な改善事項がある。

③ 具体的事項

評価事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆入学定員及び収容定員の充足率が100%を超え、自己収入を安定的に確保しており、就職率も高い割合を維持している。 ◆連携協定を締結した海外大学数が7校となり、中期計画期間における目標値（5校以上）を超える提携数となった。 ◆地域連携センターにおける企業・地域からの相談の受付や、学生による子どもを対象とした理科実験授業の実施など、各種地域貢献活動を行っている。 ◆事務の効率化や経費節減、法令順守や資質向上に資する研修の実施、SNS等を利用した広報活動など、意識向上・業務改善に努めている。
期待される事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆自己収入の増加による研究力の向上のため、科研費の応募申請率100%の達成と採択率の向上 ◆グローバル人材育成のため、海外大学等との交換留学やインターンシップ、共同研究プロジェクトなど、連携強化の取組の積極的な推進 ◆半導体及びその関連産業に関わる人材育成が急務となりつつあることから、必要となる教育研究活動への注力 ◆各種経費の効率的かつ合理的な予算執行による財務内容の改善

4 中期目標期間終了時の検討及び措置（案）について

評価委員会による評価を踏まえ、法人の運営状況等における検討が必要な3項目について、それぞれ以下のとおり検討し、措置を講じることとする。

検討項目	検討内容及び措置（案）
業務を継続させる必要性	これまでの評価結果から、公立大学法人としての役割を着実に果たしており、適切な運営が行われていると判断でき、引き続き、業務を継続させる必要があるものとする。
組織の在り方	左記検討項目については、評価委員会による評価結果を踏まえた第2期中期目標を策定し、その目標を法人に指示することをもって、所要の措置を講じるものとする。
組織及び業務の全般	